

日本共産党 厚木市議員団ニュース

釘丸 久子 TEL (248) 1925

栗山香代子 TEL (247) 8595

議員団室 TEL (223) 2709

2014年11月③ 523号

議員団HP <http://jcpatsugi.blog.shinobi.jp/>

2015年1月1日から

通年議会が始まります

厚木市議会では議会改革の一環として、2015年1月1日から通年議会が始まります。

9月定例会最終日に通年議会の実施に向けて、議員提案で提出された条例・規則は次の5件です。

「厚木市議会公前等に関する条例」
「厚木市議会傍聴規則の一部改正」
「厚木市議会定例会規則の一部改正」
「市長の専決事項の指定について」
また、「厚木市議会通年議会に関する実施要項」も決まりました。

通年議会制とは

地方自治法では第102条1項で、①議会は定例会と臨時会とする。②定例会は条例で定め、臨時

地方自治法

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

今週の活動から

厚木市議会第6回議会報告会が11月11日から15日まで開かれました。11日は厚木南公民館で総務企画常任委員会、

13日は南毛利公民館で市民福祉常任委員会、15日は午前は

厚木北公民館で環境教育常任委員会、午後は睦合南公民館で都市経済常任委員会が行いました。

9月議会の報告をした後、それぞれの常任委員会や地域の課題について参加した市民と意見交換を行いました(左:釘丸久子議員)



森の里東拠点整備事務所が11月4日移転しました。これから10年間の予定で区画整理事業をすすめます。12月には土地地区画整理組合が設立される予定です。誘致できる企業は何社になるでしょう。



(右:栗山香代子議員)

会には必要があるとき招集する、となっています。今までは厚木市議会は、2月・6月・9月・12月を定例会とし、8月に臨時議会を開いて議長・副議長の選挙、常任委員会の構成の変更を行ってききました。

しかし、定例会だけでは、緊急に予算措置が必要になった時など速やかな対応ができません。行政・市長が、議会の議決を経ないで予算執行を行うことが年に何回もありました。これを「専決処分」と言います。

東日本大震災が起こった時、被災地への緊急支援など、急いで執行しなければならなかったため何回か専決処分を行いました。

通年議会ではこのような時、速やかに議会を開いて予算審議ができます。議会が機動的及び弾力的に活動できるようになり、議員同士の討論の活発化など、議会活動の充実が図られるといえます。

2年近くにわたって議会の在り方検討会で協議を重ねてきて、来年1月1日から通年議会制を導入することに決めました。

12月議会の予定

11月27日(木)	議会運営委員会・本会議
12月3日(水)	一般質問(第1日)
4日(木)	一般質問(第2日)
5日(金)	一般質問(第3日)
9日(火)	総務企画常任委員会
10日(水)	市民福祉常任委員会
11日(木)	環境教育常任委員会
12日(金)	都市経済常任委員会
16日(火)	議会運営委
19日(金)	議会運営委・本会議

時間は、午前9時から
ぜひ、傍聴においでください。

専決処分を限定

それでも、急いで予算執行をせざるを得ないことも出てきます。そのため「市長の専決事項の指定」を決めました。①住居表示の変更などで公の施設などの住所変更、②法令の改正等による市条例の改正や引用、③解散総選挙費用の支出、④百万円以下の訴え、和解及び調停、⑤損害賠償が保険金等で給付されるもの、と規定しました。

今までの「定例会」

一般質問、常任委員会は、会期の呼称は、会期ごとに「平成〇〇年厚木市議会第〇回会議」と、一連の開催回数をつけます。

今までの定例会2・6・9・12月については、前述の後に「(〇月定例会)」と付けます。1年間に何回議会を開催したかがよくわかります。

厚木市議会では、議員ならだれでも50分の持ち時間で一般質問が行われます。これは通年議会になっても今までのように、議案を本会議に上程した後、常任委員会が審議するやり方も同じです。